○総務省告示第三百七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、国際勝共連合から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第四百三十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年十一月十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔その他の政治団体〕 **国際勝共連合** ［略］ ［１～５　略］ ６　資産等の内訳 （動産） 自動車(1台)　1,800,000　22. 1.19	〔その他の政治団体〕 **国際勝共連合** ［同左］ ［１～５　同左］ ［新設］

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重下線を付した要旨の当該標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第三百七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、茂木敏充政策研究会及び国際勝共連合から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第四百二十二号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年十一月十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔資金管理団体〕 **茂木敏充政策研究会** ［略］ １　収入総額　175,866,038 ［略］ 本年収入額　104,208,322 ２　支出総額　94,135,895 ３　本年収入の内訳 ［略］ その他の収入　986,322 金銭以外のものによる寄附相当分　973,770 ［略］ ４　支出の内訳 ［略］ 政治活動費　60,962,112 ［略］ 寄附・交付金　31,973,770 ［略］ ［５～７　略］	〔資金管理団体〕 **茂木敏充政策研究会** ［同左］ １　収入総額　174,892,268 ［同左］ 本年収入額　103,234,552 ２　支出総額　93,162,125 ３　本年収入の内訳 ［同左］ その他の収入　12,552 ［同左］ ４　支出の内訳 ［同左］ 政治活動費　59,988,342 ［同左］ 寄附・交付金　31,000,000 ［同左］ ［５～７　同左］